

### 【前提】

大野市行政改革戦略会議設置要綱（平成28年5月30日告示第112号）に基づき、効率的で効果的な行財政運営による経営資源の確保と有効活用による第五次大野市総合計画の着実な推進を図る目的で設置し、4名の委員により構成

### 使用料等見直しの必要性

市が保有する施設の利用や各種証明の発行などは、特定の者が利益を受けるサービスであるため、その経費の全てを税金によって賄うのではなく、対価の適正な負担をサービス利用者に求める必要がある。

平成31年10月に消費税率改正が予定されているため、消費税の適正な転嫁とあわせて、受益者負担公平の原則、行政サービス水準維持の観点から、使用料等の見直しを行う。

### 論点1 使用料等の見直しについて

- ・施設の維持管理にかかる費用の根拠を示し、使用料を算定すると良い。ランニングコストのみを検討し、減価償却費は、算定に含めなくて良いのではないかと。
- ・現在の使用料等が統一的な基準に基づいて決められていないと思うので、今回の見直しによって統一的な基準を決め、施設毎の状況に応じて運用していくようにすれば良い。経営的に考えても減価償却費は算定に含めるべきではないかと。
- ・建設費の高い建物の使用料は高めに設定していくなど、検討は必要。
- ・施設をタイプ毎に分類し、それぞれに減価償却費を考慮していくような基準を検討すべきではないかと。
- ・今後、施設所管課のワーキンググループや市民団体の代表者などにより使用料を検討していくため、この会議では、原則が崩れることのないよう、明確な方針を決めないといけない。
- ・統一的な基準を設定し、施設毎に柔軟に使用料等を検討する方針で進めていく。
- ・施設毎の本来必要となる使用料を市民に示せる資料が欲しい。
- ・施設を利用している団体等で検討委員会を構成する必要がある。

### 論点2 減免制度の見直しについて

- ・使用目的によって減免割合を決めると良いのではないかと。
- ・減免制度自体は必要である。